

令和6年4月9日

保護者様

大阪市立清水丘小学校
校長 岩崎 哲

「非常災害時の措置」についてのお知らせ（保存版）

平素は、学校教育のため、何かとご協力を賜りありがとうございます。

さて、台風や地震等の災害時の措置について、大阪市教育委員会より以下の文章が届きました。ご確認いただき、ご理解ご協力をよろしくお願ひします。

ご家庭におかれましても、気象情報等にご留意いただき、児童の安全に十分ご配慮いただきますよお願ひ申し上げます。

記

午前7時の時点で、次のような規模の災害等が発生したときは臨時休業とします。（「いきいき活動」は実施されません。）

1. 大阪市に『暴風警報』『暴風雪警報』『特別警報』が発表された場合。
2. 所在する区（住吉区）のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき判断します。
また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。
 - ・大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
 - ・おおさか防災ネット（メール登録もできます）
 - ・大阪市危機管理室ツイッター
 - ・LINE 大阪市公式アカウント
 - ・防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）
3. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合。
4. 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
5. 上記以外で登校時の安全が確保できない事態の発生や緊急事態等が生じた場合。また、教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合。

午前7時を過ぎて始業時刻（通常午前8時30分）までに上記のような災害等が発生した場合も臨時休業となりますので、登校させないでください。登校した児童は学校待機とし、集団下校はしませんので、保護者のお迎えをお願いします。

始業時刻後に上記のような災害等が発生した場合も、集団下校をせず、保護者のお迎えをお願いいたします。なお、保護者以外の方がお迎えされる場合は必ず学校にご連絡ください。

- ※ 臨時休業の措置がとられた場合、緊急連絡メールやホームページ等でお知らせします。まだ、緊急連絡メールにご登録いただいている保護者の方は、ぜひ、ご登録をお願いします。
- ※ 上記以外、例えば『強風注意報』や『大雨洪水警報』『大雨警報』などでは、臨時休業ではありません。雨風の激しい場合は、十分注意して、登校させていただきますようお願ひします。
- ※ 学校の電話は、「非常災害時」には、外部との重要な通信手段となりますので、ご家庭からの「学校休業」につきましてのお問い合わせは、ご遠慮ください。